

NPO等の絆力を活かした復興支援事業（マッチング・交流事業）企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

NPO等の絆力を活かした復興支援事業（マッチング・交流事業）

2 業務概要（業務目的等）

復興・被災者支援を行うNPO等が、支援者や他の復興・被災者支援を行うNPO等との交流・情報交換により顔の見える関係を築くことで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる絆力の強化を図ることを目的とする。

なお、本委託業務（以下「本業務」という。）は、国の「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）」中の復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業に位置付けて実施する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和2年3月30日まで

4 業務内容

（1）対象者

復興・被災者支援活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合その他の民間非営利組織及び支援者（民間企業、学識経験者、専門家等）を対象とする。

（2）マッチング・交流事業の内容は、以下のとおりとする。

- イ 事例などの紹介（講演、パネルディスカッション等）、参加者の交流（交流会、ワークショップ等）を含むマッチング・交流会
- ロ 平成31年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業成果報告会及び情報交換会
- ハ 平成31年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業成果報告書の作成
- ニ その他、マッチング・交流事業に効果的な事業

（3）実施地域

- イ 4（2）イについて、県内2地域（気仙沼・南三陸地域、石巻地域）で実施し、各地域1回以上実施すること。（参加者想定：1回あたり30名以上）
- ロ 4（2）ロについて、仙台市・仙南地域で1回実施すること。（参加者想定：100名以上）

（4）以下の内容についても調整し、実施すること。

- イ 企画調整に関すること。
- ロ 全体の開催・運営に関すること。
- ハ 講師・パネリスト等に関すること。
- ニ 周知・広報に係ること。
- ホ 参加者の募集・受付に関すること。
- ヘ 参加者へのアンケート作成・集計等に関すること。
- ト 平成31年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業成果報告書の作成に関すること。
- チ その他（来場者数の把握マッチング・交流事業の開催に当たって発注者が必要と認めるもの。）

5 成果品

- （1）平成31年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業成果報告書
 - イ 電子データ（PDF形式）

ロ 紙媒体 250部

※4(2)ロの平成31年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業成果報告会及び情報交換会での配布を想定。また、平成30年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業成果報告書と同等のものを想定。

掲載場所(共同参画社会推進課ホームページ)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kizunaryoku-shien.html>

6 報告書類

受注者は、次に掲げる各報告書類を作成し、又は取りまとめ、各提出期限まで発注者に提出するものとする。

(1) 業務実施体制報告書(任意様式) 1部

イ 記載内容 業務に関わる者の職・氏名及び事務分掌

ロ 提出期限 契約締結日から起算して20日を経過する日(業務実施体制の変更を要するときは、随時提出する。)

(2) 業務計画書(任意様式) 1部

イ 記載内容 実施方法及びスケジュール等

ロ 提出期限 契約締結日から起算して30日を経過する日(業務計画の変更を要するときは、随時提出する。)

(3) 業務完了報告書(任意様式) 2部(電子データも併せて提出)

イ 記載内容 委託期間を通じた業務の実施状況(成果品を添える。)

ロ 提出期限 委託契約の履行期限(令和2年3月30日)

(4) 成果報告書(別紙様式) 2部(電子データも併せて提出)

イ 記載内容 別紙様式に定める項目

ロ 提出期限 委託契約の履行期限(令和2年3月30日)

(5) アンケート調査票及び集計票(任意様式) 2部(電子データも併せて提出)

7 成果品等の帰属

本業務の成果品は、発注者に帰属するものとする。

8 関係書類の保管

受注者は、本委託業務の終了後、当該業務関係の支出状況を明らかにする帳簿類を5年間保管するものとする。

9 留意事項

本業務の実施に係る留意事項は、次のとおりである。

(1) 本事業により発生した著作権については、全て発注者に帰属するものとする。

(2) 受注者は、本業務の実施により知り得た個人情報の取扱いに関し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(3) 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、十分に調整を図ることができる体制を整備するものとする。

(4) 本業務の実施に当たり、発注者が特に必要と認めた場合は、受注者の協議により、本仕様書の一部を追加及び変更することができるものとする。

(5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、処理するものとする。